

**【登校について】**

1. 生徒は全員、登校前に自宅で検温をし、発熱や風邪の症状があるときは、登校を控え(学校事務室へ届け出る)、自宅(寮生は寮医務室)で、下記の対応をとる。
  - ①風邪やインフルエンザ等の心配があるときには、これまでと同様に、かかりつけ医等に相談する。
  - ②新型コロナウイルスへの感染の心配に限っては、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせる。<連絡先：089-909-3483(愛媛県内共通)>

「相談・受診の目安」として公表されている条件(厚生労働省のホームページより抜粋)

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

2. 登校を控えた場合や新型コロナウイルス感染症に対する不安が強く、登校することが困難である場合は、登校時に<sup>※1</sup>学校所定の証明書を提出すれば、「学校保健安全法19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことがある。

※1学校所定の証明書…学校HPからダウンロードできる。

保護者が記入(寮生は舍監が記入)し、登校時に担任へ提出する。

**【休暇明けの寮生の帰寮について】**

【登校について】の対応に準ずる

1. 帰寮前に自宅で検温をし、発熱や風邪の症状があるときは、帰寮できない。
2. 帰寮できない場合は、寮へその旨を連絡する。
3. 翌日からも同様の対応とし、医師の指示(電話相談も含む)で、帰寮し通常の共同生活ができると判断された場合に、帰寮することができる。
4. 帰寮時は、寮でも検温し、発熱や風邪の症状がある場合には帰省とし、原則、保護者が迎えに来る。生徒は別室で待機する。

**【新型コロナウイルス感染症に罹患した場合】**

※罹患した場合には、必ず学校事務室へ連絡する。

**学校所定の出席停止証明書もしくは医師の診断書<sup>※1</sup>が必要** <sup>※1</sup>診断名、出席停止期間の記載が必要

1. 治癒するまで<sup>※2</sup>出席停止扱いとなる。<sup>※2</sup>学校保健安全法第19条「出席停止」による
2. 登校の際には必ず医師の出席停止証明書(学校所定)もしくは診断書を持参し、担任へ提出する。  
※出席停止証明書は、学校HPからダウンロードできる。

**【新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定された場合】**

※濃厚接触者に特定された場合には、学校事務室へ連絡する。

**学校所定の証明書が必要** <sup>※2</sup>保護者が記入

1. <sup>※1</sup>出席停止扱いとなる。<sup>※1</sup>学校保健安全法第19条「出席停止」による  
出席停止期間については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
2. 登校の際には必ず学校所定の証明書を持参し、担任へ提出する。  
※学校所定の証明書は、学校HPからダウンロードできる。

### **【家族(生活を共にしている者)に濃厚接触者がいる場合】**

生徒は、発熱や風邪の症状がないことを確認の上、マスクを着用して登校し、学級担任へ必ず報告する。

### **【生徒または家族(生活を共にしている者)に海外渡航歴がある場合】**

帰国後、2週間を経過していない場合は、登校前に自宅で検温をし、発熱や風邪の症状があるときは、登校を控え(学校事務室へ届け出る)、自宅(寮生は寮医務室)で、【登校について】と同様の対応をする。

### **【臨時休業について】**

1. 学校に登校した生徒(出勤した教職員)で罹患者が出た場合、関係機関と相談の上、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業等の対応をする。
2. 臨時休業の際は、全員帰宅とする。  
寮生については帰省を原則とするが、関係機関からの指示があれば、その指示に従う。
3. 臨時休業中は、各家庭で検温し、発熱や風邪の症状等がないかを確認の上、健康管理に努める。  
臨時休業中に罹患が判明した場合は、必ず学校へ連絡する。
4. 臨時休業期間は関係機関と十分相談し、詳細については学校HPに公表する。また、臨時休業中は外出を控える。

留意事項：臨時休業となった場合、年間行事予定に重大な支障を来さない範囲でできる限り長期  
休暇中等に授業補償(補習)を行う。

### **【予防対策】**

1. 3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。
2. 生徒及び教職員は流水と石鹼での手洗い、咳エチケット(くしゃみ、咳をする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)を徹底する。※手指消毒が必要であれば、各自で準備し自己管理する。
3. マスクは各自で準備し、全員着用とする。
4. 毎日の健康観察(検温)を徹底し、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
5. 休み時間には窓を開けて換気するが、授業中でも窓を開けておく。
6. 学校医、学校薬剤師と相談の上、学校の施設(主に共有場所)の消毒を行う。

### **【その他(留意事項)】**

1. 関係機関からの要請があれば、上記事項にかかわらず、要請に従う。
2. 以上は、社会情勢によって変更することがあるが、その際は、HPに掲載する。
3. 教職員についても、生徒同様の対応とする。